

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安は全国一律に50円

7月25日に開催された中央最低賃金審議会において、令和6年度の地域別最低賃金改定の目安についての答申が取りまとめられました。
今月のニュースレターでは、令和6年度の地域別最低賃金改定の目安についてご案内いたします。

■ 答申のポイント

令和6年7月25日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われました。
各都道府県の引上げ額の目安については、以下の通りとなります。

- ・Aランク 50円
- ・Bランク 50円
- ・Cランク 50円

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

目安通りに引上げが行われた場合

- 東京 : 1,163円
- 埼玉 : 1,078円
- 千葉 : 1,076円
- 神奈川 : 1,162円
- 愛知 : 1,077円
- 大阪 : 1,114円

厚生労働省：「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」より

上記のように、各都道府県の引上げ額の目安については、ランクに関係なく、全国一律で50円とされています。
仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の**全国加重平均は1,054円**となります。この場合、全国加重平均の上昇額は**50円(昨年度は43円)**となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると**5.0%(昨年度は4.5%)**となります。

この引上げ額の目安については、令和6年6月21日に閣議決定された骨太方針において、「**最低賃金の全国加重平均1,500円の2030年代半ばまでの達成**」の方針が示されていることが影響している結果かもしれません。

■ 今後の流れは？

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

参考：厚生労働省「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41785.html

◆8月の労務スケジュール

～8/31 7月分社会保険料納付
～8/10 7月分源泉徴収税額住民税額の納付

◆夏季休業のお知らせ

誠に勝手ながら、**8/13(火)**、**8/14(水)**、**8/15(木)**は
弊所の夏季休業日とさせていただきます。
ご不便をおかけするかもしれませんが、
ご了承のほど、何卒よろしくお願いいたします。

 Legal Networks
CORPORATION

編集担当：奥田
編集責任者：勝山